

令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その1）

及び

令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その2）

入札説明書

福岡市

「令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その1）」及び「令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その2）」に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札は、入札参加資格の最終確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式により行う。

**1 入札公告日** 令和8年2月5日

**2 契約担当課** 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市環境局循環型社会推進部収集管理課（電話092-711-4346）

**3 業務委託の概要**

**（1）令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その1）**

①業務内容

本市が指定する路線の歩道（街路樹帯を含む。）及び車道両脇、または中央分離帯（グリーンベルト）両脇を清掃し、収集したごみをその種別毎に清掃工場、資源化センター、又は埋立場へ搬入を行うもの（臨時清掃を含む）。

また、6月から9月までの期間において、工場搬入路汚水対策として、ごみ収集車両から漏れる汚水を原因とする悪臭対策のため、西部工場及び臨海工場の搬入道路において散水し、西部工場の搬入道路において道路清掃を行う。

②実施場所等

市が指定する路線

(a) 早朝分（清掃作業時間午前5:00から午後1:00）

年間清掃距離 5,999.2 km、年間清掃日 309日

(b) 深夜分（清掃作業時間午後9:00から翌日午前5:00）

年間清掃距離 14,969.5 km、年間清掃日 309日

(c) 別途指示する区域の臨時清掃（年間見込60 km程度）

(d) 工場搬入路汚水対策

・西部工場・散水（年間見込 131.4 km程度、年間清掃日 53日程度）

・西部工場・道路清掃（年間見込 21.0 km程度、年間清掃日 17日程度）

・臨海工場・散水（年間見込 198.8 km程度、年間清掃日 44日程度）

③履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

④入札方法 制限付一般競争入札

⑤予定価格 ア) 定期清掃 上記(a)、(b)

347,893,700円（消費税抜き 316,267,000円）

イ) 臨時清掃 上記(c)

16,940円/km（消費税抜き 15,400円/km）

ウ) 工場搬入路汚水対策 上記(d)

西部工場・散水 7,480円/日（消費税抜き 6,800円/日）

西部工場・道路清掃 18,920円/日（消費税抜き 17,200円/日）

臨海工場・散水 13,640円/日（消費税抜き 12,400円/日）

## (2) 令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その2）

### ①業務内容

本市が指定する路線の歩道（街路樹帯を含む。）及び車道両脇、または中央分離帯（グリーンベルト）両脇を清掃し、収集したごみをその種別毎に清掃工場、資源化センター、又は埋立場へ搬入を行うもの（臨時清掃を含む）。

また、6月から9月までの期間において、工場搬入路汚水対策として、ごみ収集車両から漏れる汚水を原因とする悪臭対策のため、東部工場の搬入道路において散水を行う。

### ②実施場所等

市が指定する路線

(a) 早朝分（清掃作業時間午前5:00から午後1:00）

年間清掃距離 12,442.1 km、年間清掃日 309日

(b) 深夜分（清掃作業時間午後9:00から翌日午前5:00）

年間清掃距離 13,041.6 km、年間清掃日 309日

(c) 別途指示する区域の臨時清掃（年間見込60 km程度）

(d) 工場搬入路汚水対策

東部工場・散水（年間見込528.3 km程度、年間清掃日 104日程度）

③履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

④入札方法 制限付一般競争入札

⑤予定価格 ア) 定期清掃 上記(a)、(b)

432,648,700円（消費税抜き 393,317,000円）

ロ) 臨時清掃 上記(c)

16,830円/km（消費税抜き 15,300円/km）

ウ) 工場搬入路汚水対策 上記(d)

・東部工場・散水 15,400円/日（消費税抜き 14,000円/日）

## 4 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者でなければ入札に参加することができない。

- (1) 福岡市競争入札参加資格登録業者名簿（委託）の「その他清掃」に登載されていること。
  - (2) 福岡市内に本店を有していること。
  - (3) 令和2年4月1日以降、国における道路清掃車による路面清掃を含んだ「道路清掃工事」、または、地方公共団体の道路清掃車による「道路清掃業務」、「路面清掃業務」の実績を6箇月以上継続して有する者であること。
  - (4) 令和2年4月1日以降、6箇月以上継続して地方公共団体の「一般廃棄物」の収集運搬の実績を有する者であること。または、産業廃棄物の「廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず」のいずれかの収集運搬の許可を有し、他者が排出者である産業廃棄物（品目は問わない）の収集運搬業務を確実に遂行した実績を令和5年度、令和6年度、令和7年度（あるいは、令和4年度、令和5年度、令和6年度）のいずれの年度においても有する者であること。
  - (5) 株式会社または有限会社であること。
  - (6) 常勤の従業員（役員を除く。）を12名以上雇用していること。なお、運転手は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とし、事業者はその適合状況を確実に確認するとともに、安全運転の確保に努めなければならない。
- 一 無期雇用の自社従業員、または当該業務の遂行に必要な期間にわたり継続的に雇用される者（定

- 年後の再雇用者等を含む)であること。
- 二 業務に必要な中型自動車第一種運転免許（準中型区分の車両のみの場合は、準中型）を有し、かつ運転実務経験が2年以上、またはそれに準ずる知識、技能を有していること（社内で定める従事に必要な安全運転の知識、車両構造に関する研修および実務訓練を完了）。
- 三 65歳以上の場合は、国土交通大臣が認定する適性診断実施機関が実施する適性診断を受診していること。ただし、受診時期については、以下のいずれかを満たしていることを要する。
- (1) 65歳に達した日以後1年以内であること。
  - (2) 前回受診日から起算して3年以内であること。
- 四 過去2年以内において、重大な交通事故または交通違反（免許停止処分を伴うもの）がないこと。
- 五 健康診断等において、医師から業務に支障がないと判断された者であること。
- (7) 委託業務を自ら行う意思を有する者であること。
  - (8) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
  - (9) 市税の滞納がないこと。
  - (10) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - (11) 直近2箇年の年商の平均が参加する入札の予定価格の合計金額以上であること。
  - (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きを開始していないこと。
  - (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないこと。
  - (14) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく解散の手続きを開始していないこと。
  - (15) 令和8年2月5日から11に掲げる入札日までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※福岡市競争入札参加停止等措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (16) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- (17) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (18) 委託業務に関し確実な履行が期待できないおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
- (19) 令和7年度福岡市道路清掃業務委託を受託した者にあっては、当該履行状況評価結果の評点が50点未満の者でないこと。

## 5 競争入札参加者が提出すべき書類

入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、4に掲げる入札参加資格を満たすことを証明するものとして、以下に掲げる書類を提出すること。なお、競争入札参加者が「令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その1）」及び「令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その2）」の両方の入札に参加しようとする場合、競争入札参加申請書以外の書類については、1部のみの提出で足りるものとする。

- (1) 競争入札参加申請書（様式1）
- (2) 会社等概要書（様式2）
- (3) 履歴事項全部証明書（入札公告日以降に発行されたもの。）
- (4) 直近2箇年の貸借対照表及び損益計算書
- (5) 上記4（3）（4）に関する業務実績報告書（様式3）
- (6) 上記4（3）に関する契約履行証明書

ただし、国における道路清掃車による路面清掃を含んだ「道路清掃工事」についての契約履行証明書には、証明内容に道路清掃車による路面清掃を含んだ工事であることについての追記が必要。

なお、福岡市との契約においては契約履行証明書に代えて、契約書及び特記仕様書の写しでも可。

(7) 上記4(4)に関する契約履行証明書（「一般廃棄物」の実績の場合。なお、福岡市との契約においては契約履行証明書に代えて、契約書及び特記仕様書の写しでも可。）またはマニフェストの写し（「産業廃棄物」の実績の場合）

(8) 従業員名簿（様式4）

※上記4(6)に記載する必要人数以上の人数を記載すること。複数の入札に参加する場合も12名の記載で可。

(9) 市税の滞納の無いことを証明する書類（入札公告日以降に発行されたもの。）

(10) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書「その3の3」（入札公告日以降に発行されたもの。））

(11) 誓約書（様式5）

## 6 質問書

競争入札参加者は、契約書、仕様書、図面等別添の資料を熟知の上、入札をしなければならない。この場合において、当該仕様書等について、疑義（入札に必要な事項に限る。）がある場合は、質問書（様式6）によって下記に定めるところにより、関係職員に説明を求めることができる。

なお、質問書の提出は電子メールによるものとし、これ以外（郵送や電話など）によるものは認めない。

(1) 提出期間 入札公告日から令和8年2月12日午後1時まで

(2) 提出先 福岡市環境局循環型社会推進部収集管理課

電子メール：shushukanri.EB@city.fukuoka.lg.jp

(3) 質問書に対する回答

質問書に対する回答を令和8年2月19日に福岡市ホームページにおいて公表する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

## 7 入札参加申請

競争入札参加者は、下記の要領で5(1)に示す申請書に5(2)から(11)で示した書類等（以下「資料」という。）を添付し、申請を行うこと。なお、提出は持参によるものとし、郵送や電送その他によるものは認めない。

(1) 提出期間 公告日から令和8年2月19日まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）

(2) 提出先 福岡市環境局循環型社会推進部収集管理課

(3) 提出時の注意事項等

①提出書類はインデックス等を添付し、順番に並べて提出すること。

②申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

③提出された申請書及び資料については、申請者の審査及び契約手続を行う上で必要な範囲の複製をすることがある。

④提出された申請書及び資料は返却しない。

⑤提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

- ⑥申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（別添）をすみやかに提出すること。なお、辞退届の提出期限は入札開始前までとする。
- ⑦提出書類については、申請書の審査及び契約手続以外の目的で使用しない。  
ただし、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など）を除き、情報公開の対象になる。

## 8 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

- （1）入札参加資格の審査結果は、令和8年2月26日午後1時以降に電子メールで申請者の会社の代表電子メールアドレス（競争入札参加申請書（様式1）に記載されたもの）に通知する。なお、この時点で入札参加資格がないと認められる者以外の者については、条件付きで入札参加資格がある旨を通知し、入札参加資格の最終確認は、開札後に15「落札者の決定」に定める落札候補者を対象として行う。
- （2）入札参加申請期限までに申請書及び資料を提出しない者、並びに入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加することができない。なお、入札参加資格があると認められた者であっても、通知後、入札参加資格を喪失したと認められる者は、当該審査結果を取り消す。

## 9 入札参加資格を有しないとされた者からの再審査請求に関する審査

- （1）8（1）に示した審査により入札参加資格を有しないとされた者は、次により書面（任意様式）を提出し、再審査を求めることができる。なお、提出は持参によるものとし、郵送や電送その他によるものは認めない。
  - ①提出期間 審査結果の通知を受領した日から令和8年3月2日まで  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）
  - ②提出先 福岡市環境局循環型社会推進部収集管理課
- （2）再審査請求があった場合は、請求内容についての審査を行い、再審査請求に関する審査結果を令和8年3月5日午後1時以降に電子メールで請求者の会社の代表電子メールアドレス（競争入札参加申請書（様式1）に記載されたもの）に通知する。

## 10 入札保証金

競争入札参加者は、入札書記載の金額に当該金額の100分の10相当額を加算した金額の100分の5以上を入札保証金として入札前に納付するか、福岡市契約事務規則第6条第3項に規定する担保を提供し、これらの事実が確認できる書類を入札書に同封し提出すること。ただし、福岡市契約事務規則第7条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。免除するか否かは、入札参加資格の審査結果通知で知らせる。

## 11 入札の日時及び場所 入札の日時及び場所は、次のとおりとする。

- （1）日時 令和8年3月6日
  - ① 令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その1）：午前11時15分
  - ② 令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その2）：午前11時30分
- （2）場所 福岡市役所本庁舎13階 環境局 北側会議室

## 12 入札方法等

- （1）競争入札参加者又はその代理人は、本委託業務に係る入札について他の競争入札参加者の代理人となることができない。
- （2）入札室には、競争入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。  
ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- （3）競争入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができ

きない。

(4) 競争入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格確認通知書を提出すること。

(5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札を終えるまで入札室を退室することはできない。  
ただし、入札執行主務者がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

(6) 入札室において、次の各号に該当する者は、当該入札室から退去させる。

- ①公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- ②公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者

(7) 競争入札参加者又はその代理人は、別添の入札書を使用すること。

(8) 競争入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

- ①入札金額
- ②競争入札参加者の所在地、称号又は名称、代表者氏名及び押印
- ③代理人が入札する場合は、代理人の氏名及び押印
- ④消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別

※落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、臨時清掃については入札書に記載する金額に含めないこと。

(9) 臨時清掃の契約単価については、臨時清掃の予定価格に落札率を乗じた額（1円未満の端数は切り捨て）とする。

(10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

(11) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ、その表面に「令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その1）入札書」または、「令和8年度福岡市道路清掃業務委託（その2）入札書」及び「所在地、商号又は名称及び代表者」を記載し、11に示した日時に入札すること。なお、郵便、加入電信、電報、電話その他の方法による入札を認めない。

(12) 競争入札参加者又はその代理人は、当該業務を遂行するに必要な額を算定し、入札金額を見積ること。

(13) 入札書は、ペン又はボールペン（えんぴつや消せるインクを使用したものは不可）を使用すること。

(14) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(15) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(16) 入札執行主務者は、競争入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。

(17) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

(18) 入札の回数は1回とする。なお、開札した結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、当該入札を不調とする。

### 13 開札

開札は、入札の場所において、入札後直ちに競争入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

### 14 無効の入札

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 4に掲げる入札参加資格のない者が入札したもの
- (2) 入札保証金の納付を要する場合において、これを納付せず、又は納付した金額が所定の額に達しないもの
- (3) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (4) 入札書に必要な記名押印のないもの
- (5) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (6) 金額を訂正したもの
- (7) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (8) 本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした者が入札したもの
- (9) 入札参加資格のあることの確認をされた者であっても、その後に福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件のいずれかに該当するなど、落札者決定の日までの間に入札参加資格を喪失した者が入札したもの
- (10) 予定価格（入札書比較価格）を上回った価格で入札したもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従わないもの

### 15 落札者の決定

- (1) 本件入札に係る予定価格の範囲内の最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。ただし、予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札を行った者の当該入札金額によっては、当該契約の目的に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その入札金額の積算等について調査を行うことがあるものとする。  
なお、予定価格の範囲内の最低の価格をもって入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び順位を決定する。
- (2) 開札後、落札候補者に対して、4に掲げる入札参加資格（3）及び（7）のほか、仕様書で定める受託業務を遂行するに足りる施設等を備えていることの確認審査（以下「受託資格審査」という。）を行う。
- (3) 当業務の履行に必要な道路清掃車、散水車、ダンプ車の駐車場を福岡市内に保有し、本市が実施する受託資格審査に合格すること。駐車場の保有については、賃借によるものも可能であるが、この場合、令和9年3月末までの賃借契約期間が必要である。
- (4) 当業務の履行に必要な道路清掃車、散水車、ダンプ車をそれぞれ3台保有し、15（3）の駐車場において本市が実施する受託資格審査に合格すること。車両の保有については、借り上げによるものも可能であるが、この場合、令和9年3月末までの賃借契約期間が必要である。
- (5) 受託資格審査の実施時期については、令和8年3月を予定しており、現地確認及び書類審査により行う。
- (6) 受託資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していることが確認できた場合、当該落札候補者を落札者に決定する。
- (7) 落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合は、落札候補者の決定を取り消

す。この場合においては、当該入札の次順位者を次の落札候補者に決定して当該者に受託資格審査を行う。なお、次順位者が2者以上あるときは、くじにより次の落札候補者を決定する。

## 16 契約保証金

落札者は、契約締結前までに、以下アからエのいずれかを提出すること。

- ア 契約保証金（契約金額の10%以上の金額）
- イ 有価証券（国債または福岡市債等の地方債：電子債権は除く）
- ウ 銀行等の保証（金融機関等による債務不履行時の損害金の支払い保証）
- エ 履行保証保険（損害保険会社による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険）

※ウ、エについては、保証金額が契約金額の10%以上の金額であること。

ただし落札者が、過去5年の間に本市又はその他の官公庁等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、納付等を免除する。

17 契約条項 別紙契約書による。

18 契約解除 別紙契約書、仕様書による。

## 19 その他

- (1) 競争入札参加者若しくはその代理人が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (2) 契約の締結については、本件に係る予算成立を条件とする。
- (3) 契約期間前に従前の受託業者と引継ぎを行う際の経費負担は、落札業者によるものとする。
- (4) 本業務の道路清掃車、散水車、ダンプ車運転手は自社社員等とすること。
- (5) 契約は令和8年度単年度契約とする。なお、発注者が、受注者の業務の履行について、良好と認める場合に限り、令和9年度以降2箇年を限度として、受注者と見積合わせによる随意契約を行うことがあり、更新の判断は毎年度行うこととする。また、次年度以降の予定価格については、初年度の落札率を考慮することとし、委託業務数量の増減や設計方法の変更などにより毎年度変更となる。
- (6) 入札参加者は、この入札に関して談合等不正行為を行った場合（福岡市契約事務規則第14条各号のいずれかに該当する場合をいう。）は、損害賠償金として、他の入札参加者と連帶してこの入札に係る契約金額の10分の2に相当する額（損害額が10分の2に相当する額を超える場合において、本市が当該超える額の支払いを請求するときは、当該超える額を加えた額）を支払わなければならない。

## 20 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市環境局循環型社会推進部収集管理課 電話 092-711-4346